



2021年9月22日

日本鉄道労働組合連合会

JR九州労組「労働協約改訂交渉妥結」

年休の時間単位取得など5項目の改善

JR九州労組は、7月20日に「2021年度労働協約改訂等要求(92項目)」を提出して以降、団体交渉を通じて会社との議論を積み重ねてきたが、9月17日の団体交渉で会社から以下の回答を受け、同日妥結した。

●年休の使用単位の見直し

- ・日勤(1種)及び日勤(2種)の勤務種別で勤務する者(フレックスタイム制適用者等を除く)の年休については、時間単位で使用可能
- ・代替要員の措置を必要とせず、かつ、会社が業務上支障がないと認めたときに限る
- ・時間単位年休は8時間をもって1日の年休とみなし、年5日を限度

●嘱託再雇用社員の積立保存休暇及び保存休暇の使用事由の拡大

- ・ボランティア活動に従事する場合に各年度5日を限度として使用可能

●資格取得のための休職(キャリアアップ休職)の一時的な導入

- ・勤続1年以上の社員及び地域社員を対象に資格取得、留学及び会社外への事業参画等を通して知識及び技能を習得するための休職を一時的に導入
- ・申請事由及び要員需給状況等により、会社が業務上支障がないと認めたときに限る
- ・休職期間は、6箇月以上2年以内で会社が許可した期間
- ・復職を前提に、1回に限り支援金(20万円)の支払い
- ・その他賃金等の取扱いは、自己都合休職と同様
- ・2021年10月1日から実施、休職期間満了日は2024年3月31日

●団体定期保険及び団体医療保障保険の対象者の拡大

- ・団体定期保険及び団体医療保障保険の対象者に地域社員を追加

●寮の居住期間の拡大

- ・独身社員は、採用日から5年経過した日の属する月の末日まで居住可能

その他、会社より「嘱託再雇用社員の労働条件改善」について今後の経営状況を見ながら議論していきたいという考えが示されるとともに、「育児介護休業法の改正に伴う見直し」については必要に応じて対応していくこと、「購入券の見直し」についても検討が進み次第議論していくことなど一部の検討事項で前向きな姿勢が示された。